

札証自規第106号
平成30年7月13日

情報取扱責任者 各位

証券会員制法人 札幌証券取引所
自主規制部長 工藤 敏行

平成30年7月豪雨を踏まえた決算発表等に関する取扱いについて

平成30年7月豪雨により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

被災地域に事業拠点を有する上場会社の皆様方の決算発表等について、下記のとおり平時と異なる取扱いとさせていただきますので、お知らせいたします。

記

1. 被災状況等に係る情報開示について

被災された上場会社の皆様におかれましては、ご対応が可能となった時点で、被災状況等の情報開示の可否をご検討くださいますようお願いいたします。

2. 決算発表の時期

通期の決算発表及び四半期の決算発表につきまして、速やかに決算の内容を開示することが困難な場合には、お願いしている「45日以内」などの時期にとらわれる必要はありませんので、決算内容が確定できたとところで開示をお願いいたします。

また、通期の決算発表が期末後50日を超える場合には、その理由の開示をお願いしておりますが、今般の災害が理由である場合には開示の必要はございません。

3. 決算短信における業績予想

今般の災害により、決算短信及び四半期決算短信において、業績予想を開示することが困難となった場合には、これを開示する必要はありません。この場合には、決算発表後、開示が可能となった時点で追加的に開示してください。

また、既に開示済みの業績予想に関して、今般の災害により一定の影響が生じるものの、新たな予想が困難となっている場合については、一度開示済みの業績予想を未定としていただき、開示が可能となった時点で改めて開示してください。

4. その他

これらのほかにも（注）、今般の災害により実務上の支障が生じているなどお困りのことがございましたら、ご遠慮なく本所までご相談ください。

（注）有価証券報告書の提出期限等に係るお問い合わせにつきましては、金融庁ホームページをご参照ください。

<https://www.fsa.go.jp/news/30/shouken/20180712-2.html>

お問い合わせ先：証券会員制法人 札幌証券取引所 自主規制部 011-241-6171（代表）

以上